

半島・離島・奄美群島における割増償却(所得税・法人税)

半島地域・離島地域又は奄美群島のうち、市町村の長が産業の振興に関する計画(一定の基準を満たすものに限る)を策定する地区として関係大臣(総務・農林水産・国土交通)が指定する地区(※1)において、個人又は法人が、機械・装置、建物・その附属施設及び構築物の取得等をして対象事業(以下に示す4業種)の用に供した場合は、5年間の割増償却ができる。

【適用期間:平成25~26年度】

【根拠法令:租税特別措置法第12条第3項、第45条第2項、第68条の27 等】

詳細は、国土交通省HP(半島・離島・奄美群島における割増償却制度をご覧ください http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/hra_zei.html)

製造業・旅館業※2

- (1)対象 ①個人又は資本金5,000万円以下の事業者: 機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等※1
②資本金5,000万円超の事業者: 機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新增設による取得等

(2)取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合

事業者の資本金規模	個人又は資本金1,000万円以下	資本金1,000万円超5,000万円以下	資本金5,000万円超1億円以下	資本金1億円超
半島地域	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上	
離島地域・奄美群島	500万円以上		1,000万円以上	2,000万円以上

(3)割増償却の償却限度額 機械・装置:普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物:普通償却限度額の48%

(4)割増償却期間 5年

農林水産物等販売業※3・情報サービス業等※4

- (1)対象 ①個人又は資本金5,000万円以下の事業者: 機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等※1
②資本金5,000万円超の事業者: 機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新增設による取得等

(2)取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上である場合

(3)割増償却の償却限度額 機械・装置:普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物:普通償却限度額の48%

(4)割増償却期間 5年

※1 奄美群島については、市町村が作成した「産業振興促進計画」を主務大臣(総務・農水・国土交通)が認定した場合における産業振興促進計画の区域(「計画区域」)

※2 ①の取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属施設にあつては、改修(増築、改築、修繕又は模様替)のための工事による取得又は建設を含む。

※3 旅館業とは、旅館業法第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業(風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く)

※4 農林水産物等販売業とは、市町村の長が産業の振興に関する計画を策定する地区として関係大臣が指定する地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業

※5 情報サービス業等とは、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業 等(各省令で定義)

平成25年度税制改正による制度見直しの概要

平成25年度の税制改正により、半島地域・離島地域・奄美群島における工業用機械等の特別償却制度は、各地域の設備投資の実態を踏まえて大幅な見直しを実施。

- ✓ 内発的发展をはじめとする産業振興をより効果的に推進するため、中小事業者に関する要件緩和などが行われ、幅広い事業者が措置を活用できる可能性。
- ✓ 当該措置が市町村による産業振興策に資するものとなるよう、税制適用に当たっては、事前に市町村長が産業の振興に関する計画を作成することが必要。

